

■札幌市道路占用料の改定について

札幌市道路占用料条例が改正された場合、令和6年4月1日から札幌市が管理する道路の道路占用料の額が下記のとおり改定されますので、お知らせします。

【道路占用料の単価(条例別表)】 ~令和6年4月1日から下表のとおり改めます。

占用物件		単位	改定前			改定後			
			1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地	
道路法第32条 第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱	本/年	1,100円			1,400円			
	第2種電柱		1,800円			2,100円			
	第3種電柱		2,400円			2,800円			
	第1種電話柱		1,000円			1,200円			
	第2種電話柱		1,600円			2,000円			
	第3種電話柱		2,300円			2,700円			
	その他の柱類	m/年	100円			120円			
	共架電線その他 上空に設ける線類		10円			12円			
	地下電線その他 地下に設ける線類		6円			7円			
	路上に設ける変圧器		個/年	1,000円			1,200円		
	地下に設ける変圧器		m ² /年	620円			740円		
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所		個/年	2,100円			2,500円		
	郵便差出箱及び信書便差出箱			860円			1,000円		
その他のもの	m ² /年	2,100円			2,500円				
道路法第32条 第1項第2号 に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	m/年	43円			52円			
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		62円			74円			
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		92円			110円			
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		120円			150円			
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		180円			220円			
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		250円			290円			
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		430円			520円			
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		620円			740円			
外径が1メートル以上のもの	1,200円			1,500円					
道路法第32条第1項第3号に掲げる施設	m ² /年	2,100円			2,500円				
道路法第32条第1項第4号に掲げる施設	m ² /年	2,100円	1,600円	1,100円	2,500円	1,900円	1,300円		

※裏面に続く

占有物件			単位	改定前			改定後		
				1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	㎡/年	A×0.005			A×0.004		
		階数が2のもの		A×0.008			A×0.006		
		階数が3以上のもの		A×0.010			A×0.007		
	上空に設ける通路			3,500円	2,600円	1,800円	4,900円	3,700円	2,500円
	地下に設ける通路			2,100円	1,600円	1,100円	3,000円	2,300円	1,500円
	その他のもの			2,100円	1,600円	1,100円	2,500円	1,900円	1,300円
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等にし、一時的に設けるもの		㎡/日	71円			99円		
	その他のもの		㎡/月	710円	530円	360円	990円	740円	500円
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板	突出看板(表裏2面以上)	㎡/年	5,000円	3,800円	2,500円	6,900円	5,200円	3,500円
		その他のもの		7,100円	5,300円	3,600円	9,900円	7,400円	5,000円
	添加広告	突出添加広告		5,000円	3,800円	2,500円	6,900円	5,200円	3,500円
		巻付添加広告		2,500円	1,900円	1,300円	3,500円	2,600円	1,800円
	可動看板		個/月	850円	640円	430円	1,200円	900円	600円
	標識	停留所標識	本/年	800円			1,000円		
		店頭標識	本/年	1,600円	1,200円	800円	2,000円	1,500円	1,000円
	広告用旗のぼり		本/月	710円	530円	360円	990円	740円	500円
	店頭装飾		㎡/月	710円	530円	360円	990円	740円	500円
	アーチ	車道を横断するもの	基/月	7,100円	5,300円	3,600円	9,900円	7,400円	5,000円
その他のもの		3,500円		2,600円	1,800円	4,900円	3,700円	2,500円	
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			㎡/月	710円	530円	360円	990円	740円	500円
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			㎡/月	210円	160円	110円	250円	190円	130円
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			㎡/年	A×0.033			A×0.025		

【備考】 ※1 1級地:市内中心部 / 2級地:市街化区域(1級地以外) / 3級地:市街化調整区域

※2 表中のAは、許可時点における近傍類似の土地の1㎡当たりの地価を考慮して市長が定める額

★ ただし、令和6年度については、別紙のとおり経過措置を設けます。